

安全環境管理部門の活動紹介

■ 徳島大学における安全保障輸出管理について

安全保障輸出管理とは、わが国から輸出される貨物や提供される技術が、海外において、テロリスト集団の手に渡ることや大量破壊兵器等へ転用される事を未然に防ぐための制度です。

「大学での国際交流や国際活動がどうして大量破壊兵器と関係あるの?」と疑問に思われる方もいらっしゃるでしょう。しかし、

- ・ 大学で使用している高性能機器の輸出先が、武器を製造している機関だったら?
- ・ 研究者から高度な技術の提供を受ける人物が、テロリスト集団等につながっていたら?

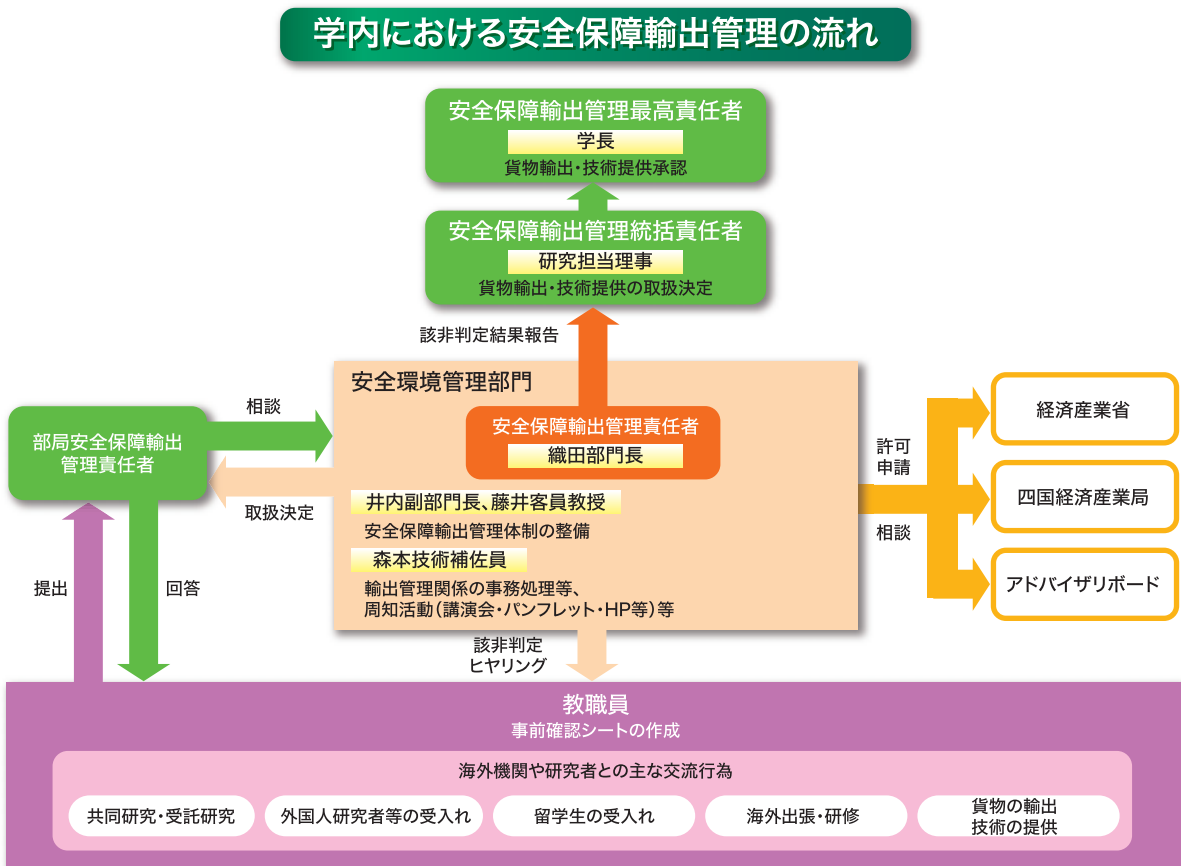
提供者本人にその意思がなくとも、輸出した貨物又は提供した技術が、ミサイル製造の部品となったり、核開発につながる知識をテロリスト集団に与えてしまったりと、悪用されることになってしまう場合があります。

これらの危険性を未然に防ぐ事を目的に、平成22年4月に「輸出者等遵守基準を定める省令」が施工され、大学・研究機関も例外ではなく安全保障貿易管理において遵守すべき事項が定められました。

そこで本学では、平成23年9月1日に産学官連携推進部の中に安全環境管理部門を設置、平成23年12月1日に徳島大学安全保障輸出管理規則を制定し、教職員の皆様が外為法令条の下で支障なく海外活動ができるように輸出管理を行うこととなりました。

■ 安全環境管理部門の体制と役割

本部門では、全学における貨物や技術の外国への輸出や提供、あるいは留学生や研究者の受入れ等に関して安全保障輸出管理の立場から、ご相談や届け出を受け付けたり、教職員の皆様へのヒヤリングや該非判定等の調査等を行っております。



安全環境管理部門の活動紹介

■ 安全保障輸出管理説明会開催

毎年、CISTEC（安全保障貿易情報センター）より講師をお招きし、本学の教職員を対象に安全保障輸出管理についての説明会を開催しております。テーマは「大学における輸出管理」とし、輸出管理に携わる研究者や実務担当者等を対象として、輸出管理の基礎的な内容及び該非判定について、また過去の事例紹介等の実践的な内容を、講演して頂いております。特に普段から海外と係わりのある教職員の皆様に多く参加をしていただいております。

平成25年11月6日には、四国地区大学安全保障輸出管理ネットワークのメンバーも加わり説明会を開催しました。



▲ 平成25年3月8日 安全保障輸出管理説明会



▲ 平成25年11月6日 安全保障輸出管理説明会

■ 四国地区大学安全保障輸出管理ネットワーク

平成25年9月10日、徳島大学産学連携プラザにおいて、「四国地区大学安全保障輸出管理ネットワーク」発足に伴う、基調講演会及びキックオフミーティングが開催されました。

「四国地区大学安全保障輸出管理ネットワーク」は、四国地区の5国立大学（徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学）でそれぞれ実施している安全保障輸出管理の業務について問題点を共有し先進的な取り組みについて学習するなど、共同して大学における輸出管理の仕組みを構築するための勉強会として発足しました。

第1回目は、九州大学国際法務室・安全保障輸出管理担当の佐藤弘基氏に「大学安全保障を考える-大学の輸出管理と課題への対応を中心に」と題して基調講演を頂きました。

引き続き、キックオフミーティングが開催され、各大学の状況や今後の運営などについて話し合い、実務者間の連携が大いに図られました。



▲ 佐藤弘基氏による基調講演会



▲ キックオフミーティング

安全環境管理部門の活動紹介

■ レター配信

経済産業省が発表する法令の改訂等のお知らせや、学内で
の説明会開催のご案内などを、教職員の皆様にレター配信し
ております。

教職員の皆様にとって、大変重要な情報となりますので、必
ずご確認して頂きますようお願いしております。

なお、安全環境管理部門のホームページ内で、過去のレ
ターもご覧いただけるようになっております。再度確認したい
事項等ありましたら、下記アドレスよりご覧ください。

【安全環境管理部門レター】

<http://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/inside/safety-mail.html>



■ ホームページ

学内の輸出管理に関わる手続き等に必要な申請書類は安
全環境管理部門のホームページよりダウンロードできます。

その他、徳島大学安全保障輸出管理規則や安全保障輸出
管理体制、パンフレットなどについても、下記ホームページか
らダウンロードできます。

【ホームページ】

<http://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/about/anzenkankyo.html>



■ 最後に

輸出管理という言葉を知ると、研究者にとって海外での活動がしにくくなるのではないかと、海外の共同研究機関先に機器が送れなくなるのではないかと、様々な不安や疑問が出てくるのではないのでしょうか。

確かに、外為法は罰則規定がある厳しいもので、違反行為となれば本人と大学に責任が問われ、また、大学の社会的信頼を大きく失墜しかねない状況が発生することがあります。しかし正式な手続きをふみ、経済産業省の許可を取れば、貨物の輸出又は技術の提供は安全に安心に行うことができます。それは、徳島大学の危機管理に対する高い信頼を得ることにつながり、さらには国際社会の平和維持へとつながっていくことになるのです。

本部門では教職員の皆様の国際交流を狭めることなく、安全保障輸出管理に関するコンプライアンスを理解し実践することを目指して活動しております。教職員の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。